

平成29年2月定例会 総括審査会

安部泰男議員

委 員	安部 泰男
所 属 会 派 (質問日現在)	公明党
定 例 会	平成29年2月
審査会開催日	3月16日（木曜日）



安部泰男委員

通告順に従って質問する。

初めにいじめ防止の対策についてである。県外に避難している児童生徒が避難先でいじめを受けていることが次々と明らかになった。金銭のやりとりを把握していながら、学校や教育関係者がいじめとして捉えていなかった事例、また、教員自身が避難している児童を躊躇わらしていたなど、いじめを受けた子供や保護者の気持ちを考えると、痛恨のきわみである。

そこで、知事は県外に避難している児童生徒へのいじめについてどのように受けとめているのか尋ねる。

知事

県外に避難している方々においては、生活環境の異なる地での長期にわたる避難生活の中で、複雑な思いを抱えながら、さまざまな課題の解決に向け、努力を続けている。

そのような中、県外の複数の地域で避難している児童生徒が、いじめにより大変苦しい状況に置かれてしまったことは、非常に残念なことであり、心が痛む思いである。

今後も放射線に関する正確な理解を促す取り組みを国に求めながら、福島の現状を正しく発信するとともに、避難している方々の心身のケアや生活再建などにきめ細かく対応を続けていく。

安部泰男委員

公明党は、東京電力福島第一原発事故で福島から横浜市に自主避難した中学1年生の男子生徒がいじめを受け、不登校になった問題について横浜市に対して原因究明や再発防止への対応を求めてきた。

また、いじめ防止対策推進法の施行から3年が経過していることから、同法の運用改善や法改正も視野に検討し、いじめ防止対策を推進していく。震災や原発事故の影響で本県から他の都道府県の学校に転校した児童生徒は、昨年5月の時点で7,472人に上っているが、文部科学省がこの3月中にも各都道府県に対し、受け入れ実績のある小中高でのいじめの件数や、解消したかどうかの報告を求めており、各調査を通じて現場の意識改善につなげたいとしている。

東日本大震災から6年が過ぎ、原発事故が風化していくことに改めて強い危機感があらわれているが、避難している子供たちの学校生活をしっかりと把握して、受け入れている学校や児童生徒に対しても、放射性物質や避難者の生活について十分な知識を持つもらうことが必要であり、そうした面での教育や広報を改めて強化しなければならない。

ところで、文部科学省が昨年10月に発表したいじめの実態調査で、2015年度に把握された全国の小中学校でのいじめ件数と、いじめによる児童生徒の自殺が過去最高だったことが明らかになった。

そこで、県内の公立小中学校におけるいじめの認知件数を尋ねる。

教育長

県内の公立小中学校におけるいじめの認知件数については、平成27年度において小学校605件、中学校466件、合わせて1,071件となっており、25年度にいじめの定義が見直されたことから、それ以降増加の傾向にある。県教育委員会としては、引き続き、いじめを的確に認知し早期の対応に努めていく。

安部泰男委員

認知がおくれて取り返しのつかない事態に発展した事例もあるので、日ごろからなるべく多くの目で児童生徒の学校生活を温かく見守る仕組みが必要と考える。

そこで、いじめを的確に認知するため、地域との連携を深めるべきと思うが、県教育委員会の考え方を尋ねる。

教育長

いじめの的確な認知については、各学校において児童生徒の発するサインを見逃さないよう、日ごろから児童生徒に対する理解を深めるとともに、スクールカウンセラー等を効果的に活用し、適切な対応を図っている。

県教育委員会としては、登下校時の見守り活動の充実や地域からの情報提供の促進など、学校と地域が相互に連携協力して子供を育てる体制づくりを進め、いじめの未然防止や早期発見に努めていく。

安部泰男委員

教員の労働時間が延長しているということで大変きつい状況にある。地域の住民の協力を得ながら、そういう方たちの目をしっかりと入れてもらって、よりいじめを発見できる、子供たちを見守っていける体制を願う。

次は、職員の勤務環境の整備について尋ねる。

国際社会、ひいては我が国でも、ここ数年で性の多様性についての理解や制度整備の取り組みが高まっている。2014年12月に改正されたオリンピック憲章のオリンピックの根本原則には、あらゆる差別に性的指向が明記され、2020東京大会を迎える日本でも向き合うべき課題と言える。

現在、ふくしま男女共同参画プランの中間見直しを行っているが、性自認や性的指向にかかわらず、等しく尊重され、受容される社会の実現という項目が盛り込まれることが明らかになった。性の多様性を尊重する福島県として、各種施策を積極的に展開されるよう期待する。

さて、少子高齢化に直面している我が国では、誰もがその能力を發揮して活躍できるよう、働き方改革が重要な課題であり、「働き方改革と勤務環境の整備」のハラスメント防止対策で、性的指向や性自認をからかう言動もセクハラであるとして、性的少数者の職員への理解を促すため、国家公務員においては、セクシャルハラスメント防止に関する運用通知と指針が改正されている。

国家公務員については、人事院規則などでセクハラを「他人を不快にさせる性的な言動」と定義しているが、これには性別によって差別しようとする意識に基づくものも含まれ、セクハラをしたと認められた職員に対する懲戒処分も検討されている。

本県においても、セクハラに関する指針は策定されているが、ほかの自治体でも積極的に指針を作成する動きがある。

そこで県は、性的少数者の職員に対するセクハラを防止し、性的少数者への理解を促す指針の改定を進めるべきと思うが、どうか。

総務部長

性的少数者の職員に対するセクハラの防止については、セクハラが職員個人の尊厳を傷つけ能力発揮を妨げるとともに、勤務環境にさまざまな悪影響を及ぼすことから、これまでも職員におけるセクシャルハラスメントの防止等に関する指針に基づき、未然防止等に努めているが、今後さらに性的指向や政治に関する指針に明記する見直しを行い、セクハラの防止に取り組んでいく。

安部泰男委員

災害時の受援計画の策定について尋ねる。

本県は北海道、東北8道県相互応援協定及び福島、茨城、群馬、栃木、新潟5県相互応援協定のほか、全国都道府県における災害時等の広域応援協定を締結するとともに、国土交通省所管公共施設においては、東北地方及び北陸地方の各関係機関が、それぞれ災害時の相互応援に関する申し合わせを締結し、万一の事態に備えるとしている。

一方、東日本大震災での経験から大規模災害時にほかの自治体や機関からの応援を迅速かつ効率的に受け入れられるよう、応援を受け入れる本部の設置や、受援担当者の指定、応援者に求める経験、資格等の指定、民間に協力を求めることが可能な業務の選定などを盛り込み、実用的なマニュアルとして活用できる災害受援計画を策定する必要がある。先ごろの報道では全国にこうした計画策定の動きが広がっていることであるが、県における災害時の受援計画の策定について尋ねる。

危機管理部長

受援の窓口や受援の対象となる業務、市町村への支援体制などを定めた受援計画の策定に向け、現在、調査を進めており、平成29年度中に策定していきたい。

安部泰男委員

次は、交通移動手段の充実についてである。

最近では、自動運転の自動車が話題になっている。高度な技術を駆使して、目的地をセットすればハンドルを握らなくても誰でも目的地に行けるようになる。そして、この技術の実用化に向けて、各地で取り組みが始まっている。

例えば、鳥取県八頭町では、町営バスが走っているが、高齢者が多く移動手段として本数をふやしたくてもふやせない状況にある。こうした問題を解決するため、企業と連携して自動運転バスの走行実験を始めた。2019年を目標に、町の路線バスの自動運転化を進めるとしている。そして、国も昨年、神奈川県と仙台市など国家戦略特区において、自動走行実証実験を行うなど、世界初の社会システムや制度を構築するため、安全性に関するデータ収集に積極的に取り組んでいる。

言うまでもなく、日常生活を営むには、生活交通、つまり誰もが安心して移動できる交通手段の維持確保が前提であり、交通は活力の基盤インフラである。人々が地域で住み続けるためには、生活交通が必要不可欠である。

今、高齢者の運転による事故が全国各地で話題となっているが、これからさらに高齢化が進展する中で、運転能力の低下を自覚した高齢者が、自動車運転免許を返納しても通院や買い物などで気軽に移動できる環境整備を進めることが喫緊の課題となっている。

そこで、高齢者を初めとする地域住民の移動手段として、地域公共交通の充実を図るべきと思うが、どうか。

生活環境部長

運転免許返納者への対応など、高齢者等の地域での暮らしを支える交通手段を確保することが強く求められていると認識している。そのため新年度は、市町村を支援するため、地域ごとに異なる課題を踏まえた上で、全国で展開されているさまざまな取り組みを調査し、それぞれの市町村のニーズに合った情報を提供するとともに、既存の県単独の補助制度を有効に活用することなどにより、地域公共交通の充実に取り組んでいく。

安部泰男委員

今、乗客がほとんどなく、空気を運んでいるような路線バスが走っているところがふえている。高齢者は自宅からバス停までの移動が大変で、結局、路線バスに乗れない、またタクシーは経済的に利用を続けることが厳しいといった声を聞く。これまでの公共交通機関の充実を図ることはもちろん大事である。大事であるが、今後も高齢化と人口減少が進展し、市場原理の仕組みの中で、バス、鉄道やタクシーなどの公共交通機関がさらに厳しい経営環境にさらされ、現在の公共交通インフラが維持できるのか。そして、住民の移動手段を確保できるのか。これが大変心配されるところである。

そこで、県は、本県の地域公共交通の将来をどのように予測しているのか尋ねる。

生活環境部長

高齢化社会に対応して、地域住民の足をしっかりと確保するといったことは、市町村共通の大切な課題である。このため、先進的な事例なども含めて、市町村が抱えている課題を解決するための手助けとなる情報について、各市町村のニーズにしっかりと応えるといった視点に立って、全国の取り組みをしっかりと調査し提供することなどにより、市町村を支援し、公共交通の充実に取り組んでいく。

安部泰男委員

復興を進めるための医療の確保についてである。

このたび平成30年4月の開所を目途に富岡町へふたば医療センター（仮称）が設置されることになった。この4月1日には、富岡町の避難指示の一部が解除されることになり、双葉郡等避難地域の医療等提供体制検討会において課題とされた双葉郡の2次救急医療機関について、県が大熊町で病院を再開するまでの間、2次救急医療を初めとする双葉郡に必要な医療が一定程度、確保される見通しが立つことになった。改めて関係各位の尽力に敬意をあらわす。

さて、本県の地域医療の確保については、これまでにも各議員から県の取り組みを強く求める多くの意見が出されるとともに、県当局においても医療人材の確保に向けてさまざまな施策を展開している。

しかし、その現状はまさに綱渡りの状況が続いていると言えるのではないか。思うように医療人材を確保できない以上、限りある医療人材を大切に確保しながら、その能力を有効に活用するため、さらに知恵を出して地域医療の確保を図っていかなければならない。

ところで、医師や看護師が同乗し、患者を治療しながら医療機関に搬送する空飛ぶ救命室、ドクターへリの全国配備を目指す法律が成立してことで10年を迎えるが、導入により救命率や社会復帰の割合の向上も報告されている本県のドクターへリの運用時間をさらに広げることが肝要ではないか。

そこで、ドクターへリの夜間運航について検討を進めるべきと思うが、どうか。

保健福祉部長

ドクターへリについては、あらかじめ航空路が設定されていない飛行となるため、原則として有視界飛行で運航することとなる。夜間運航のためには、機体に夜間運航のための特殊装備を搭載するのに加え、夜間運航に習熟した複数の操縦士の搭乗が必要となることから、費用や人員の確保可能性も含め、運航の安全確保を最優先に研究していくたい。

安部泰男委員

ハード、ソフト面でしっかりと検討願う。また、救急搬送件数が高齢化の進展等により増加傾向にあり、需要の増加に救急対応が追いつかず、必要な傷病者への対応がおくれ、救命率に影響が出かねない状況となっている。限りある搬送資源を緊急性の高い事案に確実に投入するためには、救急車の適正利用を積極的に推進していく必要がある。

すぐに救急車を呼ぶべきか、すぐに医療機関を受診すべきかなどの医療相談、受診可能な医療機関の案内等判断に悩む住民からの相談に医療関係者が助言を行う救急安心センター事業#7119の普及を目指して総務省消防庁が地方公共団体への財政支援をしている。救急安心センター事業の実施地域単位については、スケールメリット及び相談員の確保などの観点から都道府県単位での運用が望ましいとされていることから、県主導で市町村や管内消防本部、衛生主管部局及び医療関係者などとの合意形成を図り、導入に向け、早急に取り組むべきである。

そこで、救急安心センター事業の導入、促進にどのように取り組むのか尋ねる。

危機管理部長

救急安心センターを運営するために必要となる経費については、平成21年度から市町村に対する普通交付税において一定の措置が講じられている。このため、導入に当たっては地域の救急搬送や受け入れ態勢によって費用対効果が異なることから、今後、それぞれの市町村の意向を丁寧に聞いていきたい。

安部泰男委員

アレルギー疾患を持つ方の生活の質の向上についてである。現在、我が国では、国民の2人に1人が気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎、花粉症、食物アレルギーなどのアレルギー疾患に罹患していると言われており、その患者数は近年増加傾向にある。アレルギー疾患には、急激な症状の悪化を繰り返したり、重症化によって死に至ったりするものがあり、職場、学校などのあらゆる場面で日常生活に多大な影響を及ぼしている。

しかし、地域によっては、適切な医療を受けられる体制の整備が進んでおらず、情報が少ないために適切な医療機関を選択できないことから、誤った民間療法で症状が悪化する場合もある。このような状況の中で、総合的なアレルギー疾患対策を推進するため、アレルギー疾患対策基本法が施行された。

厚生労働省は、昨年、アトピー性皮膚炎や花粉症などアレルギー疾患への対策の方向性を定めた基本指針案をまとめ、どこの地域に住んでいても適切な医療を受けられるよう、国や地域の拠点病院とかかりつけ医が連携する仕組みを整え、患者の生活の質の向上を目指している。

本県においても地域の病院や医師が情報共有するなど連携し、アレルギー疾患に専門的に対応できる医療機関を早急に整備する必要があると考える。

そこで、県全体、浜通り、中通り、会津のアレルギー専門医の人数について尋ねる。

保健福祉部長

アレルギー専門医については、(一社)日本アレルギー学会が公表している医師数によれば、県全体で41人であり、浜通りが4人、中通りが34人、会津が3人となっている。

安部泰男委員

県は、アレルギー疾患を持つ方への支援をどのように行っているのか。

保健福祉部長

アレルギー疾患については、各保健福祉事務所において花粉症などに関する相談に応じており、アレルギー科を標榜する医療機関については、ホームページで情報提供している。

現在、国がアレルギー疾患対策を推進するための具体的取り組みを検討しており、その動向を見きわめ、県として対応におくれが生じないよう取り組んでいきたい。

安部泰男委員

アレルゲンの一つにスギ花粉がある。スギ花粉症の方はこれからスギ花粉の飛散状況が非常に気になる季節である。そこで、スギ花粉の飛散を軽減するため、森林の整備にどのように取り組んでいくのか尋ねる。

農林水産部長

花粉の少ない広葉樹種への転換や雄花の多い枝を除去する枝打ちの指導に努めており、昨年度においては、100haを整備した。また、花粉の少ない杉林の造成に向けて、林業研究センターでは、県内各地から優良な5品種を選抜し、平成34年度の苗木供給開始を目指して、採種木の育成に努めている。

安部泰男委員

最後の質問は、東京オリンピック・パラリンピックについてである。

2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催が3年後に迫る中で、金、銀、銅のメダルが都市鉱山と呼ばれる不要な携帯電話や小型家電から回収した金属でつくられることに決まった。大会組織委員会では、「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」としてこのほどできるだけ多くの方にプロジェクトに参画してもらう観点から、現在の日本国内における都市鉱山からのリサイクル回収の方法である携帯電話事業者を通じた回収と自治体を通じた回収、それぞれに実施する事業協力者を選定し、全国の自治体などを通じて、本年4月から回収を始める方針を明らかにした。

再生金属がメダルに初めて使われたのは2010年のバンクーバー冬季大会、その後のリオデジャネイロ大会でも使用されていたが、今回、回収への協力を国民に求めるなど、金、銀、銅合わせて5,000個のメダルを全て再生金属で賄うのは初めての試みとなる。必要な量は金10kg、銀1,230kg、銅736kg、計約2tで、製作工程でのロスを想定すると4倍の約8tの回収が必要と言われている。

こうした取り組みは東京オリンピック・パラリンピックにおける県民の参加意識を高めるとともに、子供たちが資源の有効利用の大切さを学ぶ大きな意義があると思う。

そこで、東京オリンピック・パラリンピックにおける「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」について県はどのように考えているのか尋ねる。

文化スポーツ局長

「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」については、教育や環境、テクノロジーなどの幅広い分野にかかる取り組みであり、東京オリンピック・パラリンピックの大会ビジョンに掲げる「未来への継承」に寄与する大変意義あるものと考えている。

県としては、このプロジェクトを初め東京大会に向けたさまざまな取り組みに多くの県民が関心を持ち、参加につながるよう、大会組織委員会などと連携しながら県内の機運を高めていきたい。

安部泰男委員

以上で質問を終わる。